行政の窓

「HOKKAIDO WOOD BUILDING」について

道では、令和3 (2021) 年10月より「HOKKAIDO WOOD BUILDING」(以下、「HWB」という。)登録制度を開始し、木製の登録証の掲示などを通じて、建築物の木造化・木質化を推進してきました。制度の創設から3年が経過し、商業施設や公共施設など登録施設は70施設を超え、道内における制度の認知度は向上しているところです。また、令和6 (2024) 年10月より制度を一部改正し、道外に建築された施設も登録対象とするほか、使用量に関する推奨基準を設定し、道内外に幅広くPRしていくこととしています。

登録基準

- (1)国内で完成した建築物
 - (兼用住宅の事務所・店舗等は含むが、戸建て 住宅及び什器やウッドデッキ・外構・木塀のみ を施工した場合を除く。)
- (2) 原則, 構造材や内装材, 外装材に道産木材製品 を使用し, PR 効果が高い建築物
- (3)原則, 2019年4月以降に竣工した建築物
- (4)上記の要件に寄りがたい建築物は別途協議

推奨基準

- (1)延べ床面積 1m² あたり 0.1m³以上, 又は全体で 16m³以上の道産木材製品を使用している建築物
- (2)内装材,外装材のみの場合は5m³以上, 又は80m²以上の道産木材製品を使用している建築物
- (3) 道産木材製品を構造材や内装材,外装材として特に効果的に使用している建築物

◆登録施設の紹介「エア・ウォーターの森」(R6.11.22 登録)

制度改正後,初めての登録施設は札幌市内に建設された「エア・ウォーターの森」です。当該施設はエア・ウォーター北海道(株)が新たに建設したオープンイノベーション施設で、商業施設(レストランやコワーキングスペース)兼新社屋として利用されています。構造体には(株)竹中工務店の耐火集成材「燃エンウッド」を使用しています。北海道産カラマツを100%使用するなど、約570㎡の木材を使用した4階建ての木造建築で、多くの木材を利用しているため、長期間炭素が固定されることから、ゼロカーボン北海道の取組にも大きく貢献しています(**写真1**)。

当施設は、令和 6 (2024) 年 11 月 22 日に登録となり、同日、施設内で登録証の交付式を行いました。北海道からエア・ウォーター北海道(株)へ木製登

録証を交付したほか,設計者「竹中工務店北海道一級建築士事務所」 及び施工者「竹中・地崎・田中建設共同企業体」の代表者である(株) 竹中工務店北海道支店へ紙製登録証も交付しています。木製登録証に ついては,「エア・ウォーターの森」1階のエントランスに掲示し,道 産木材を使用した施設の魅力を発信しています(**写真 2, 3**)。

また、12月6日及び12月7日には「エア・ウォーターの森」オープニングイベントが開催され、HOKKAIDO WOOD に関する PR ブースを出展しました。道産木材を建築物に使用することは脱炭素やゼロカーボンに繋がる重要な取組でもあることから、今後も登録施設や民間企業等と連携し、道産木材の良さを PR していきたいと考えています(写真 4)。









HOKKAIDO WOOD BUILDING は随時、登録を受け付けています。基準を満たし、必要書類の提出をすれば登録可能です(無料)。登録の詳細や状況は、次の URL よりホームページを確認してください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/02_riyousuisin/hwb.html



(水産林務部林務局林業木材課利用推進係)